

大川広域行政組合個人情報保護条例施行規則

〔平成18年 3月24日〕  
規 則 第 5 号

改正 平成19年 8月22日規則第11号 平成22年 3月25日規則第 2号  
平成28年 1月 1日規則第 1号

(趣旨)

第1条 この規則は、大川広域行政組合個人情報保護条例（平成18年大川広域行政組合条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的外利用の記録等)

第2条 条例第7条第2項の規定により保有個人情報を収集したときの利用目的以外の目的のために当該保有個人情報の利用（以下「目的外利用」という。）をしようとするとき（既に目的外利用をしている場合において目的外利用の内容の変更をしようとするときを含む。）は、当該保有個人情報を利用しようとする課及びこれに相当する組織（以下「利用機関」という。）の長（以下「利用機関の長」という。）は、保有個人情報目的外利用申請書（様式第1号）を個人情報取扱事務を所管する課及びこれに相当する組織（以下「主管機関」という。）の長（以下「主管機関の長」という。）に提出しなければならない。

2 主管機関の長は、前項に規定する目的外利用の申請についてその可否を決定したときは、保有個人情報目的外利用可否決定通知書（様式第2号）により利用機関の長に通知しなければならない。

3 利用機関の長は、第1項の規定により、目的外利用をしようとするときは、次に掲げる事項を保有個人情報目的外利用記録票（様式第3号）に記録するとともに、当該個人情報目的外利用記録票の写しを事務局次長に提出しなければならない。

- (1) 利用機関の名称
- (2) 利用機関の個人情報取扱事務の名称
- (3) 主管機関の名称
- (4) 主管機関の個人情報取扱事務の名称
- (5) 目的外利用をした保有個人情報の内容
- (6) 目的外利用をした理由
- (7) 目的外利用をした根拠
- (8) 利用の開始年月日
- (9) 利用の終了（予定）年月日

4 前3項の規定は、他の実施機関が保有する保有個人情報について目的外利用をする場合及び管理者が保有する保有個人情報について他の実施機関に対して目的外利用の可否を決定する場合について準用する。

(外部提供の記録)

第3条 主管機関の長は、条例第7条第2項の規定により、実施機関以外の者に保有個人情報の提供（既に提供している場合における提供内容等の変更を含む。以下「外部提供」という。）

をしたときは、次に掲げる事項を保有個人情報外部提供記録票（様式第4号）に記録するとともに、当該個人情報外部提供記録票の写しを事務局次長に提出しなければならない。

- (1) 主管機関の名称
- (2) 主管機関の個人情報取扱事務の名称
- (3) 外部提供先
- (4) 外部提供をした保有個人情報の内容
- (5) 外部提供をした理由
- (6) 外部提供をした根拠
- (7) 外部提供の開始年月日
- (8) 外部提供の終了（予定）年月日

（個人情報保護管理責任者等）

第4条 条例第9条第1項の規定に基づいて保有個人情報を適正に管理し、及びその安全を確保するため、個人情報保護管理責任者を置き、主管機関の長の職にある者をもって充てる。

- 2 個人情報保護管理責任者は、条例第9条に定める事項について、所属職員を指揮監督する。
- 3 個人情報保護管理責任者の職務を補助させるため、主管機関に個人情報取扱者を置く。
- 4 個人情報取扱者は、個人情報保護管理責任者が指名する者をもって充てる。

（個人情報取扱事務の登録等）

第5条 条例第12条第1項の個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）は、様式第5号によるものとする。

- 2 条例第12条第2項の規定による個人情報取扱事務の登録（登録した事項の変更を含む。）は、主管機関の長が行うものとする。この場合において、主管機関の長は、当該登録簿の写し（登録した事項を変更する場合にあっては、当該変更の内容を明らかにした登録簿の写し）を事務局次長に提出しなければならない。
- 3 条例第12条第4項の規定による登録の抹消は、主管機関の長が行うものとする。この場合において、主管機関の長は、当該抹消に係る登録簿に廃止の旨の表示をするとともに、その写しを事務局次長に提出しなければならない。

（開示の請求書）

第6条 条例第14条第1項の規定による書面は、保有個人情報開示請求書（様式第6号）とする。

（本人等の証明に必要な書類）

第7条 条例第14条第2項（条例第27条第3項及び第35条第2項において準用する場合を含む。）の実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 開示請求をしようとする者が本人である場合 運転免許証、旅券その他これらに類する書類で管理者が適当と認めるもの
- (2) 開示請求をしようとする者が代理人である場合 当該代理人に係る前号に定める書類及び次に掲げる書類
  - ア 法定代理人にあっては、戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類で管理者が適当とみとめるもの

イ 委任による代理人にあつては、本人の印鑑登録証明書を添付した委任状その他委任による代理人の資格を証明する書類で管理者が適当と認めるもの

- (3) 開示請求をしようとする者が遺族である場合 当該遺族に係る第1号に定める書類及び戸籍謄本その他遺族であることを証明する書類で管理者が適当と認めるもの  
(開示の請求に対する決定通知書)

第8条 条例第19条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（様式第7号）  
(2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報一部開示決定通知書（様式第8号）  
(3) 保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 保有個人情報不開示決定通知書（様式第9号）  
(4) 保有個人情報の開示請求を拒否する旨の決定 保有個人情報開示請求拒否決定通知書（様式第10号）  
(5) 保有個人情報を保有していないため開示しない旨の決定 保有個人情報不存在決定通知書（様式第11号）

2 条例第20条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（様式第12号）により行うものとする。  
(保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書)

第9条 条例第21条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書（様式第13号）により行うものとする。  
(保有個人情報開示請求事案移送通知書)

第10条 条例第22条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（様式第14号）により行うものとする。  
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第11条 条例第23条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求年月日  
(2) 管理者が特定した個人情報のうち、第三者に関する情報の内容  
(3) 意見書の提出を求める理由  
(4) 意見書の提出先及び提出期限

2 条例第23条第1項及び第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書（様式第15号）により行うものとする。

3 条例第23条第1項及び第2項の意見書は、保有個人情報の開示に係る意見書（様式第16号）とする。

4 条例第23条第3項の規定による通知は、保有個人情報開示通知書（様式第17号）により行うものとする。  
(開示の実施等)

第12条 第8条第1項の通知を受けた者は、管理者が指定する日時及び場所において、当該通知に係る保有個人情報の開示を受けなければならない。

2 管理者は、保有個人情報の開示を閲覧又は視聴の方法により受ける者が、当該保有個人情報が記録されている行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報の閲覧又は視聴を停止させ、又は中止することができる。

3 条例第24条第2項の規定により写しの交付を行うときの交付部数は、1件の開示請求につき1部とする。

(費用の負担)

第13条 条例第25条に規定する写しの作成及び送付に要する費用は、別表のとおりとする。

2 前項の費用は、写しの交付を受けた場合において、速やかに納付しなければならない。

(訂正の請求書)

第14条 条例第27条第1項の書面は、保有個人情報訂正請求書(様式第18号)とする。

(訂正の請求に対する決定通知書)

第15条 条例第29条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

(1) 保有個人情報の訂正をする旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書(様式第19号)

(2) 保有個人情報の訂正をしない旨の決定 保有個人情報不訂正決定通知書(様式第20号)によるものとする。

2 条例第30条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書(様式第21号)により行うものとする。

3 条例第31条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(様式第22号)により行うものとする。

(個人情報訂正請求事案移送通知書)

第16条 条例第32条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書(様式第23号)により行うものとする。

(保有個人情報訂正通知書)

第17条 条例第33条の規定による通知は、保有個人情報訂正通知書(様式第24号)により行うものとする。

(利用停止の請求書)

第18条 条例第35条第1項の書面は、保有個人情報利用停止請求書(様式第25号)とする。

(利用停止の請求に対する決定通知書)

第19条 条例第37条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

(1) 保有個人情報の利用停止をする旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書(様式第26号)

(2) 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定 保有個人情報利用不停止決定通知書(様式第27号)

2 条例第38条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書(様式第28号)により行うものとする。

3 条例第39条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書(様式第29号)により行うものとする。

(不服申立て、審査会への諮問及び不服申立てに対する決定)

第20条 条例第40条の規定による手続は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定める書面により行うものとする。

- (1) 不服申立てをするとき 異議申立（審査請求）書（様式第30号）
- (2) 審査会に諮問するとき 保有個人情報開示決定等不服申立事案諮問書（様式第31号）
- (3) 不服申立てに対する決定をしたとき 不服申立決定（裁決）通知書（様式第32号）  
（施行状況の公表）

第21条 条例第51条の規定による公表は、個人情報取扱事務の登録件数、開示請求等の件数その他必要な事項を大川広域行政組合公告式条例（昭和45年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第3号）第2条に定める掲示場に掲示する方法又は大川広域行政組合広報に登載する方法により行うものとする。

（その他）

第22条 この規則に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、大川広域行政組合個人情報保護条例の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に行われている事務に係る様式第5号中事務開始年月日の適用については、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）を当該事務の開始の日とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に行われている目的外利用については、第2条第1項及び第2項の規定は適用しない。ただし、当該目的外利用の内容を変更しようとするときは、この限りでない。
- 4 この規則の施行の際現に行われている目的外利用に係る第2条第3項第8号の規定の適用については、施行日を当該目的外利用の開始の日とみなす。
- 5 この規則の施行の際現に行われている外部提供に係る第3条第7号の適用については、施行日を当該外部提供の開始の日とみなす。

附 則（平成19年8月22日規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年8月22日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日において、改正前の大川広域行政組合情報公開条例施行規則又は大川広域行政組合個人情報保護条例施行規則の規定により実施機関が申請人を名あて人として発した決定通知書については、それぞれこの規則の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則（平成 22 年 3 月 25 日規則第 2 号） 抄  
（施行期日）

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（様式に係る経過措置）

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第 1 条から第 4 条、第 6 条、第 10 条及び第 11 条、第 13 条、第 17 条及び第 18 条、第 21 条及び第 22 条、第 24 条並びに第 26 条の規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成 28 年 1 月 1 日規則第 1 号）  
この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

別表（第13条関係）

区 分	写しの大きさ等	金 額	
(1) 文書、図画、写真、電 磁的記録（電子的方式、 磁気的方式その他の 知覚によっては認識す ることができない方式 で作られた記録をい う。）	A3判以内	片面1枚につき 10円	
	A3判超	片面1枚につき 20円	
(2) (1)の項に掲げるもの 以外の電磁的記録	1 視聴する場合	—	
	2 録音カセットテープ （日本工業規格C55 68に適合する記録時 間120分のものとし る。）に複写したもの の 交付	—	1巻（120分）につき 300円
	3 ビデオカセットテー プ（日本工業規格C55 81に適合する記録時 間120分のものとし る。）に複写したもの の 交付	—	1巻（120分）につ き 400円

備考 1 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として算定する。

2 写しを送付する場合は、送付に必要な郵送料等を上記の金額に加算する。

## 様式第1号（第2条関係）

年 月 日

主管機関の長 殿

利用機関の長 印

## 保有個人情報目的外利用申請書

大川広域行政組合個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報の目的外利用をしたいので、大川広域行政組合個人情報保護条例施行規則第2条第1項の規定により申請します。

1 利用機関の事務の名称	
2 利用目的	
3 利用機関の事務の名称	
4 利用したい保有個人情報の内容	
5 目的外利用ができる根拠	大川広域行政組合個人情報保護条例第7条第2項第 号
6 利用機関での記録形態	文書 電磁的記録
7 利用の開始年月日	年 月 日 ( ) (予定)
8 利用の終了年月日	年 月 日 ( ) (予定)
9 担当者等	電話番号 ( ) ー



## 様式第2号（第2条関係）

年 月 日

主管機関の長 殿

利用機関の長 印

## 保有個人情報目的外利用可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった保有個人情報の目的外利用については、次のとおり決定したので、大川広域行政組合個人情報保護条例施行規則第2条第2項の規定により通知します。

1 決定内容	可 一部 不可
2 主管機関の事務名	
3 利用する保有個人情報の内容	
4 利用の条件又は不可の理由	
5 備考	

## 様式第3号（第2条関係）

## 保有個人情報目的外利用記録票

年 月 日

1 利用課の名称		事務登録番号	
2 利用機関の個人情報 取扱事務の名称等			
3 主管機関の名称		事務登録番号	
4 主管機関の個人情報 取扱事務名等			
5 目的外利用した保有 個人情報の内容			
6 目的外利用した理由			
7 目的外利用根拠	大川広域行政組合個人情報保護条例第7条第2項 号		
8 利用の開始年月日	年 月 日 ( ) (予定)		
9 利用の終了年月日	年 月 日 ( ) (予定)		
10 備考			

## 様式第4号（第3条関係）

## 保有個人情報外部提供記録票

年 月 日

1 主管機関の名称		事務登録番号	
2 主管機関の個人情報取扱事務名等			
3 外部提供先			
4 外部提供をした保有個人情報の内容			
5 外部提供をした理由			
6 外部提供をした根拠	大川広域行政組合個人情報保護条例第7条第2項 号		
7 外部提供の開始年月日	年 月 日 ( ) (予定)		
8 外部提供の終了年月日	年 月 日 ( ) (予定)		
9 備考			

## 様式第5号（第5条関係）

## 個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務の区分		<input type="checkbox"/> 共通		<input type="checkbox"/> 固有	
個人情報取扱事務の名称					
事務登録番号					
個人情報取扱事務を 所管する組織の名称		登録		係	
		保有			
個人情報取扱事務の目的及び根拠					
個人情報 の記録 項目	基本的事項		<input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 国籍・本籍（都道府県名のみ） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	心身の状況		<input type="checkbox"/> 健康・傷病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体の状況 <input type="checkbox"/> 検診記録 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	家庭生活		<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 婚姻関係 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 居住環境 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	社会生活		<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 職位・地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 資産・収入・所得 <input type="checkbox"/> 課税・納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 口座番号 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	その他		<input type="checkbox"/> 社会的活動 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	大川広域行政組合個人情報保護条例第6条第4項各号に該当する特定個人情報		<input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 思想・信条 <input type="checkbox"/> 本籍・人種・民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> 特定の傷病・障害 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 法令等の根拠（法令等名： ）		
個人情報の対象者の範囲					
登録年月日		年 月 日			
事務開始年月日		年 月 日			
変更年月日		年 月 日			
個人情報の主な収集先		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（条例第6条第2項第 号該当）			
個人情報の主な収集方法		<input type="checkbox"/> 文書により収集 <input type="checkbox"/> 口頭により収集 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
個人情報の提供先（実施機関内の他の所属で利用する場合を含む。）		<input type="checkbox"/> 実施機関内の他の所属 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公署 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
個人情報の記録方法		<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
個人情報の主な提供方法		<input type="checkbox"/> 手作業処理 <input type="checkbox"/> 電子情報処理組織を使用			
外部委託の有無		<input type="checkbox"/> （委託する事務の名称： ）			

様式第6号（第6条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(請求先)  
大川広域行政組合管理者 様  
(大川広域消防本部消防長)

請求者 氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩  
 [ 代理人が法人の場合にあっては、主たる事務所  
 の所在地、名称及び代表者の氏名  
 (〒 - )  
 住所又は居所  
 \_\_\_\_\_  
 電話番号 ( ) - \_\_\_\_\_ ]

大川広域行政組合個人情報保護条例第14条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報の内容			
開示の方法の区分		<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付	
保有個人情報の本人以外が開示を請求する場合	請求者の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人（保有特定個人情報の場合のみ） <input type="checkbox"/> 死亡した者の配偶者又は2親等内の血族 <input type="checkbox"/> 死亡した者の3親等内の親族（配偶者及び2親等内の血族を除く。）	
	保有個人情報の本人の氏名及び住所	氏 名	
		住 所	
備 考			

※ 事務担当機関	
※ 請求者の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ( )
※ 代理人又は遺族確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 本人の印鑑登録証明書を添付した委任状 <input type="checkbox"/> その他 ( )
※ 本人の生年月日又は死亡年月日	年 月 日 (・死亡)
※ 受付年月日	年 月 日 ( )

- 注) 1 「開示請求に係る保有個人情報の内容」欄は、開示請求に係る保有個人情報を特定することができるように記入してください。  
 2 □については、該当するものに「✓」を記入してください。  
 3 請求書を提出する際には、自己が請求者であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。  
 4 代理人又は遺族が開示を請求する場合は、代理人又は遺族に係る注3の書類に加え、代理人又は遺族であることを証明する書類（戸籍謄本、本人の印鑑登録証明書添付した委任状等）を提出し、又は提示してください。  
 5 記載に不備があるときは、大川広域行政組合個人情報保護条例第14条第3項の規定により補正を求められることがあります。  
 6 ※欄は、記入しないでください。

様式第7号（第8条関係）

## 保有個人情報開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

大川広域行政組合

管理者



(大川広域消防本部消防長)

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、大川広域行政組合個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定しましたので、通知します。

開示請求書の受付年月日	年 月 日 ( )
開 示 の 方 法	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付
開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示の日時及び場所	年 月 日（午前・午後）時から 時までの間に、 にお越してください。 なお、当日都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で御連絡ください。
事 務 担 当 機 関	電話番号 ( ) —
備 考	

- 注) 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、本人、代理人又は遺族であることを証明するもの（運転免許証、旅券、戸籍謄本、本人の印鑑登録証明書を添付した委任状等）を提示してください。
- 3 この処分に対し、大川広域行政組合個人情報保護条例第23条第1項に規定する第三者から不服申立てがあったときは、行政不服審査法の規定により開示が停止される場合がありますので、御了承ください。

## 様式第8号（第8条関係）

## 保有個人情報一部開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

大川広域行政組合  
管理者  
(大川広域消防本部消防長)

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、大川広域行政組合個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおり一部開示することと決定しましたので、通知します。

開示請求書の受付年月日	年 月 日 ( )
開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示の日時及び場所	年 月 日 (午前・午後) 時から 時までの間に、 に お越しください。 なお、当日都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で御連絡ください。
開示をしないと決定した部分	
開示しない理由	
※開示しないことと決定した部分の開示可能期日	年 月 日 ( )
事務担当機関	電話番号 ( ) —
備考	

(教示) この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、この処分を知った日の翌日から起算して60日以内に管理者に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立て（審査請求）をした場合には、これに対する決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、大川広域行政組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、管理者となります。）提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

注) 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 ※印には、あなたが請求した保有個人情報を開示しないこととした理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を記入していますので、その日以後に改めて請求することができます。

3 保有個人情報の開示を受ける際には、本人、代理人又は遺族であることを証明するもの（運転免許証、旅券、戸籍謄本、本人の印鑑登録証明書を添付した委任状等）を提示してください。

4 この処分に対し、大川広域行政組合個人情報保護条例第23条第1項に規定する第三者から不服申立てがあったときは、行政不服審査法の規定により開示が停止される場合がありますので、御了承ください。

## 様式第9号（第8条関係）

## 保有個人情報不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

大川広域行政組合  
管理者  
(大川広域消防本部消防長)

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、大川広域行政組合個人情報保護条例第19条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので、通知します。

開示請求書の受付年月日	年 月 日 ( )
開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示しない理由	
※ 開示可能期日	年 月 日 ( )
事務担当機関	電話番号 ( ) —
備考	

(教示) この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、この処分を知った日の翌日から起算して60日以内に管理者に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立て（審査請求）をした場合には、これに対する決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、大川広域行政組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、管理者となります。）提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

注) ※印には、あなたが請求した保有個人情報を開示しないこととした理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を記入していますので、その日以後に改めて請求することができます。



様式第10号（第8条関係）

## 保有個人情報開示請求拒否決定通知書

第 号  
年 月 日

様

大川広域行政組合

管理者



(大川広域消防本部消防長)

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、大川広域行政組合個人情報保護条例第19条第2項の規定により、次のとおり当該保有個人情報の開示請求について拒否することと決定しましたので、通知します。

開示請求書の受付年月日	年 月 日 ( )
開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求を拒否する理由	
事務担当機関	電話番号 ( ) —
備考	

(教示) この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、この処分を知った日の翌日から起算して60日以内に管理者に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立て（審査請求）をした場合には、これに対する決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、大川広域行政組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、管理者となります。）提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第11号（第8条関係）

保有個人情報不存在決定通知書

第 号  
年 月 日

様

大川広域行政組合

管理者

(大川広域消防本部消防長)



年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、存在しないので、大川広域行政組合個人情報保護条例第19条第2項の規定により、通知します。

開示請求書の受付年月日	年 月 日 ( )
開示請求に係る保有個人情報の内容	
事務担当機関	電話番号 ( ) —
備考	

(教示) この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、この処分を知った日の翌日から起算して60日以内に管理者に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立て（審査請求）をした場合には、これに対する決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、大川広域行政組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、管理者となります。）提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第12号（第8条関係）

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

大川広域行政組合  
管理者  
(大川広域消防本部消防長)



年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、大川広域行政組合個人情報保護条例第20条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので、通知します。

開示請求書の受付年月日	年 月 日 ( )
開示請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日 ( )
延長する期間	
延長後の決定期間満了日	年 月 日 ( )
延長の理由	
事務担当機関	電話番号 ( ) —
備考	

様式第13号（第9条関係）

## 保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

大川広域行政組合

管理者



(大川広域消防本部消防長)

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、大川広域行政組合個人情報保護条例第21条の規定を適用し、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので、同条の規定により通知します。

開示請求書の受付年月日	年 月 日 ( )
開示請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日 ( )
保有個人情報のうち相当の部分について開示決定等をする期限	年 月 日 ( )
上記の期限までに開示決定等をする部分	
大川広域行政組合個人情報保護条例第21条の規定を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日 ( )
事務担当機関	電話番号 ( ) —
備考	

様式第14号（第10条関係）

## 保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

大川広域行政組合

管理者

(大川広域消防本部消防長)



年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、大川広域行政組合個人情報保護条例第22条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので、通知します。

開示請求書の受付年月日	年 月 日 ( )
開示請求に係る保有個人情報の内容	
移送した実施機関における担当部署	
移送を受けた実施機関における担当部署	電話番号 ( ) —
移 送 し た 日	年 月 日 ( )
移 送 し た 理 由	
備 考	

注) この開示請求に係る開示決定等については、移送を受けた実施機関が行います。

様式第15号（第11条関係）

保有個人情報の開示に係る意見照会書

第 号  
年 月 日

様

大川広域行政組合  
管理者  
(大川広域消防本部消防長)



年 月 日付けであなた（貴 ）に関する情報が含まれている保有個人情報について開示請求がありましたので、大川広域行政組合個人情報保護条例第23条第1項（第2項）の規定により、通知します。

つきましては、当該保有個人情報を開示することについて御意見がありましたら、別紙「保有個人情報の開示に係る意見書」を提出期限までに提出してください。

開示請求書の受付年月日	年 月 日 ( )
開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求に係る保有個人情報に含まれるあなたに関する情報の内容	
大川広域行政組合個人情報保護条例第23条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する部分	大川広域行政組合個人情報保護条例第23条第2項第 号適用 (理由)
意見書の提出期限	年 月 日 ( )
意見書の提出先 (事務担当機関)	電話番号 ( ) —
備 考	

様式第16号（第11条関係）

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

（提出先）

大川広域行政組合管理者 様  
（大川広域消防本部消防長）

提出者 氏 名 \_\_\_\_\_ ④  
 （法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）  
 住所又は居所 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 （法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）  
 電話番号（        ）        — \_\_\_\_\_

年 月 日付けで照会のあつたことについて、次のとおり回答します。

意見照会年月日及び番号	年 月 日 第 号
開示請求に係る保有個人情報の内容	
保有個人情報の開示に対する意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報の開示について反対しない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報の開示について反対する。
保有個人情報の開示に反対する部分及びその具体的理由	1 保有個人情報の開示により支障がある部分  2 保有個人情報の開示により支障がある理由
備 考	

- 注) 1 「保有個人情報の開示に対する意見」欄は、該当する□に「✓」を記入してください。  
 2 「保有個人情報の開示に反対する部分及びその具体的理由」欄は、保有個人情報の開示に反対する場合に記入してください。  
 3 提出者が法人その他の団体の場合は、備考欄に連絡可能な方の氏名及び電話番号を記入してください。

様式第17号（第11条関係）

## 保有個人情報開示通知書

第 号  
年 月 日

様

大川広域行政組合

管理者



(大川広域消防本部消防長)

年 月 日付け 第 号で照会し、御意見をいただきましたあなたに関する情報が記録されている保有個人情報の開示（一部開示）を次のとおり決定しましたので、大川広域行政組合個人情報保護条例第23条第3項（第41条において準用する第23条第3項）の規定により、通知します。

開示請求書の受付年月日	年 月 日 ( )
開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
開示することとした理由	
開 示 の 期 日	年 月 日 ( )
事 務 担 当 機 関	電話番号 ( ) —
備 考	

(教示) この処分不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、この処分を知った日の翌日から起算して60日以内に管理者に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立て（審査請求）をした場合には、これに対する決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、大川広域行政組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、管理者となります。）提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）



様式第18号（第14条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(請求先)  
大川広域行政組合管理者 様  
(大川広域消防本部消防長)

請求者 氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩  
 [ 代理人が法人の場合にあっては、主たる事務所  
 の所在地、名称及び代表者の氏名  
 (〒 - )  
 住所又は居所  
 \_\_\_\_\_  
 電話番号 ( ) - \_\_\_\_\_ ]

大川広域行政組合個人情報保護条例第26条の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正（追加・削除）を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容			
訂正を求める趣旨及び理由			
保有個人情報の本人以外の方が訂正を請求する場合	請求者の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人（保有特定個人情報の場合のみ） <input type="checkbox"/> 死亡した者の配偶者又は2親等内の血族 <input type="checkbox"/> 死亡した者の3親等内の親族（配偶者及び2親等内の血族を除く。）	
	保有個人情報の本人の氏名及び住所	氏 名	
		住 所	
備 考			
※ 事務担当機関			
※ 請求者の確認		<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
※ 代理人又は遺族確認		<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 本人の印鑑登録証明書を添付した委任状 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
※ 本人の生年月日又は死亡年月日		年 月 日 (出生・死亡)	
※ 受付年月日		年 月 日 ( )	

- 注) 1 「訂正請求に係る保有個人情報の内容」欄は、訂正請求に係る保有個人情報を特定することができるように記入してください。
- 2 □については、該当するものに「✓」を記入してください。
- 3 請求書を提出する際には、自己が請求者であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 4 代理人又は遺族が訂正を請求する場合は、代理人又は遺族に係る注3の書類に加え、代理人又は遺族であることを証明する書類（戸籍謄本、本人の印鑑登録証明書を添付した委任状等）を提出し、又は提示してください。
- 5 請求書を提出する際には、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示してください。
- 6 記載に不備があるときは、大川広域行政組合個人情報保護条例第27条第3項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めることがあります。
- 7 ※欄は、記入しないでください。

様式第19号（第15条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

大川広域行政組合  
管理者  
(大川広域消防本部消防長)



年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、大川広域行政組合個人情報保護条例第29条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定しましたので、通知します。

訂正請求書の受付年月日	年 月 日 ( )
訂正請求に係る保有個人情報の内容及び訂正する内容	
事務担当機関	電話番号 ( ) ー
備考	

様式第20号（第15条関係）

## 保有個人情報不訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

大川広域行政組合

管理者



(大川広域消防本部消防長)

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、大川広域行政組合個人情報保護条例第29条第2項の規定により、次のとおり訂正しないことと決定しましたので、通知します。

訂正請求書の受付年月日	年 月 日 ( )
訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正をしない理由	
事務担当機関	電話番号 ( ) —
備考	

(教示) この処分不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、この処分を知った日の翌日から起算して60日以内に管理者に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立て（審査請求）をした場合には、これに対する決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、大川広域行政組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、管理者となります。）提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第21号（第15条関係）

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

大川広域行政組合  
管理者  
(大川広域消防本部消防長)



年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、大川広域行政組合個人情報保護条例第30条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長しましたので、通知します。

訂正請求書の受付年月日	年 月 日 ( )
訂正請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日 ( )
延長する期間	
延長後の決定期間満了日	年 月 日 ( )
延長の理由	
事務担当機関	電話番号 ( ) —
備考	

様式第22号（第15条関係）

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

大川広域行政組合  
管理者  
(大川広域消防本部消防長)



年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、大川広域行政組合個人情報保護条例第31条の規定を適用し、次のとおり訂正決定等の期間を延長しましたので、同条の規定により通知します。

訂正請求書の受付年月日	年 月 日 ( )
訂正請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日 ( )
大川広域行政組合個人情報保護条例第31条の規定を適用する理由	
保有個人情報について訂正決定等をする期限	年 月 日 ( )
事務担当機関	電話番号 ( ) —
備考	

様式第23号（第16条関係）

## 保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

大川広域行政組合

管理者



(大川広域消防本部消防長)

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、大川広域行政組合個人情報保護条例第32条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので、通知します。

訂正請求書の受付年月日	年 月 日 ( )
訂正請求に係る保有個人情報の内容	
移送した実施機関における担当部署	
移送を受けた実施機関における担当部署	電話番号 ( ) —
移 送 し た 日	年 月 日 ( )
移 送 し た 理 由	
備 考	

注) この訂正請求に係る訂正決定等については、移送を受けた実施機関が行います。なお、移送を受けた実施機関が訂正決定をした場合は、移送した実施機関は、訂正の実施をします。

様式第24号（第17条関係）

保有個人情報訂正通知書

第 号  
年 月 日

様

大川広域行政組合  
管理者  
(大川広域消防本部消防長)



年 月 日付け 第 号で提供した保有個人情報については、次のとおり訂正の実施をいたしましたので、大川広域行政組合個人情報保護条例第33条の規定により、通知します。

訂正の実施をした保有個人情報の内容	
訂正の実施をした具体的内容	
訂正の実施をした日	年 月 日 ( )
事務担当機関	電話番号 ( ) ー
備考	

様式第25号（第18条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(請求先)  
大川広域行政組合管理者 様  
(大川広域消防本部消防長)

請求者 氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

〔 代理人が法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名  
(〒 - ) 〕

住所又は居所

\_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

大川広域行政組合個人情報保護条例第35条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止（消去・提供の停止）を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容			
利用停止を求める趣旨及び理由			
保有個人情報の本人以外の者が訂正を請求する場合	請求者の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人（保有特定個人情報の場合のみ） <input type="checkbox"/> 死亡した者の配偶者又は2親等内の血族 <input type="checkbox"/> 死亡した者の3親等内の親族（配偶者及び2親等内の血族を除く。）	
	保有個人情報の本人の氏名及び住所	氏 名	
		住 所	
備 考			

※ 事務担当機関			
※ 請求者の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
※ 代理人又は遺族確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	<input type="checkbox"/> 本人の印鑑登録証明書を添付した委任状	
	<input type="checkbox"/> その他 ( )		
※ 本人の生年月日又は死亡年月日		年 月 日	(出生・死亡)
※ 受付年月日		年 月 日	( )

- 注) 1 「利用停止請求に係る保有個人情報の内容」欄は、利用停止請求に係る保有個人情報を特定することができるように記入してください。
- 2 「利用停止を求める趣旨及び理由」欄については、大川広域行政組合個人情報保護条例第34条第1項各号に規定するいずれの規定に違反しているかがわかるようにできるだけ具体的に記入してください。
- 3 □については、該当するものに「✓」を記入してください。
- 4 請求書を提出する際には、自己が請求者であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 5 代理人又は遺族が訂正を請求する場合は、代理人又は遺族に係る注4の書類に加え、代理人又は遺族であることを証明する書類（戸籍謄本、本人の印鑑登録証明書を添付した委任状等）を提出し、又は提示してください。
- 6 記載に不備があるときは、大川広域行政組合個人情報保護条例第35条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めることがあります。
- 7 ※欄は、記入しないでください。



様式第26号（第19条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

大川広域行政組合  
管理者  
(大川広域消防本部消防長)



年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、大川広域行政組合個人情報保護条例第37条第1項の規定により、次のとおり利用停止することと決定しましたので、通知します。

利用停止請求書の受付年月日	年 月 日 ( )
利用停止請求に係る保有個人情報の内容及び利用停止する内容	
事務担当機関	電話番号 ( ) ー
備考	

様式第27号（第19条関係）

## 保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

大川広域行政組合

管理者



(大川広域消防本部消防長)

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、大川広域行政組合個人情報保護条例第37条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことと決定しましたので、通知します。

利用停止請求書の受付年月日	年 月 日 ( )
利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止をしない理由	
事務担当機関	電話番号 ( ) —
備考	

(教示) この処分不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、この処分を知った日の翌日から起算して60日以内に管理者に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立て（審査請求）をした場合には、これに対する決定（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、大川広域行政組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は、管理者となります。）提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第28号（第19条関係）

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

大川広域行政組合  
管理者  
(大川広域消防本部消防長)



年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、大川広域行政組合個人情報保護条例第38条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長しましたので、通知します。

利用停止請求書の受付年月日	年 月 日 ( )
利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日 ( )
延長する期間	
延長後の決定期間満了日	年 月 日 ( )
延長の理由	
事務担当機関	電話番号 ( ) —
備考	

様式第29号（第19条関係）

## 保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

大川広域行政組合

管理者



(大川広域消防本部消防長)

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、大川広域行政組合個人情報保護条例第39条の規定を適用し、次のとおり利用停止決定等の期間を延長しましたので、同条の規定により通知します。

利用停止請求書の受付年月日	年 月 日 ( )
利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日 ( )
大川広域行政組合個人情報保護条例第39条の規定を適用する理由	
保有個人情報について利用停止決定等をする期限	年 月 日 ( )
事務担当機関	電話番号 ( ) —
備考	

様式第30号（第20条関係）

異議申立（審査請求）書

年 月 日

大川広域行政組合管理者 様

不服申立人 氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞

(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

住所又は居所

\_\_\_\_\_  
(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する決定処分に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、次のとおり異議申立て（審査請求）をします。

決定処分の年月日	年 月 日 ( )
保有個人情報の内容	
実施機関の決定内容	1 開示 2 一部開示 3 開示請求拒否 4 不開示 5 不存在 6 訂正 7 不訂正 8 利用停止 9 利用不停止
処分があったことを知った日	年 月 日 ( )
異議申立て（審査請求）の趣旨	
異議申立て（審査請求）の理由	
実施機関の教示の有無及び内容	
備考	

注) 実施機関の決定内容について、該当する番号を○で囲んでください。

## 様式第31号（第20条関係）

## 保有個人情報開示決定等不服申立事案諮問書

第 号  
年 月 日

大川広域行政組合個人情報保護審査会会長 様

大川広域行政組合  
管理者

保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用訂正請求に対する決定について、次のとおり不服申立て（異議申立て・審査請求）がありましたので、大川広域行政組合個人情報保護条例第40条の規定により諮問します。

不服申立てに係る保有個人情報の内容	
決 定 の 内 容	別紙 開示決定通知書・一部開示決定通知書・不開示決定通知書・開示請求拒否決定通知書・不存在決定通知書・開示通知書・訂正決定通知書・不訂正決定通知書・利用停止決定通知書・利用不停止決定通知書の写しのとおり
不服申立ての受付年月日	年 月 日（ ）
不 服 申 立 て の 理 由	
関 係 書 類	不服申立書（異議申立書・審査請求書）の写し 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書の写し 決定通知書の写し 不服申立てに係る経過説明書 その他必要な書類
備 考	

様式第32号（第20条関係）

不服申立決定（裁決）通知書

第 号  
年 月 日

様

大川広域行政組合  
管理者



年 月 日付けで提起された保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用訂正請求の決定に対する不服申立て（異議申立て・審査請求）については、次のとおり決定（裁決）しましたので、大川広域行政組合個人情報保護条例施行規則第20条の規定により通知します。

保有個人情報の内容	
決定（裁決）の内容	
決定（裁決）の理由	
事務担当機関	電話番号（ ） —
備考	